

独立行政法人国立美術館公印規則

平成 13 年国立美術館規則第 8 号

[一部改正：平成 15 年 8 月 15 日改正 国立美術館規則第 8 号]
[一部改正：平成 16 年 3 月 31 日改正 国立美術館規則第 7 号]
[一部改正：平成 18 年 3 月 31 日改正 国立美術館規則第 7 号]
[一部改正：平成 18 年 6 月 20 日改正 国立美術館規則第 38 号]
[一部改正：平成 19 年 11 月 8 日改正]
[一部改正：平成 20 年 4 月 1 日改正 国立美術館規則第 8 号]
[一部改正：平成 20 年 6 月 30 日改正 国立美術館規則第 13 号]
[一部改正：平成 21 年 3 月 31 日改正 国立美術館規則第 2 号]
[一部改正：平成 21 年 6 月 29 日改正 国立美術館規則第 15 号]
[一部改正：平成 26 年 12 月 25 日改正 国立美術館規則第 14 号]
[一部改正：平成 30 年 3 月 22 日改正 国立美術館規則第 22 号]
[一部改正：令和 2 年 3 月 23 日改正 国立美術館規則第 12 号]
[一部改正：令和 3 年 1 月 28 日改正 国立美術館規則第 1 号]
[一部改正：令和 3 年 11 月 29 日改正 国立美術館規則第 8 号]
[一部改正：令和 5 年 3 月 28 日改正 国立美術館規則第 9 号]

(趣旨)

第 1 条 独立行政法人国立美術館（以下「国立美術館」という。）において使用する公印に関しては、この規則の定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この規則において、「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(公印の制定等)

第 3 条 公印の制定は、理事長が行う。

2 公印の作成、改刻又は廃止をしようとするときは、理事長の決裁を受けなければならない。

(公印の形式及び印材)

第 4 条 公印は、方形の印面の周囲に一条の外縁を付し、その内側に、刻印しなければならない文字を明確な字体で浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

2 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用する。

(公印の種類及び寸法)

第 5 条 公印の種類及び寸法は、別表第 1 に定めるとおりとする。

(公印簿)

第 6 条 事務局長は、別記様式第 1 号の公印簿を備え、これに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

(公印の管守)

第 7 条 公印は、別表第 1 に掲げる種類に応じ、それぞれ当該各欄に掲げる管守責任者及び管守補助者が、管守しなければならない。

2 管守責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し厳重に保管しなければならない。

3 管守補助者は、管守責任者の職務を補助するものとし、管守責任者が不在の場合の保管及び使用の職務を代行させることができる。

4 特定の用途に使用する公印の保管及び使用について、理事長が必要と認めるときは第 1 項に定める管守責任者のほかに管守責任者を置くことができる。

(公印の使用等)

第 8 条 公印の使用は、法令に定めのある場合その他真に必要な場合に限るものとする。

2 公印の使用を必要とする場合は、公印を押印しようとする文書に決裁ずみの原議書を添えて、管守責任者又は管守補助者（以下「管守責任者等」という。）に公印の使用を請求するものとする。

3 前項の規定による公印の使用の請求があったとき、管守責任者等はその原議書とを照合したうえ、自ら押印し、又は公印の使用を請求したものに押印させるものとする。ただし、公印の

使用を請求したものに押印させるときは、管守責任者等は、その押印に立ち会わなければならない。

(代理等)

第9条 理事長、理事、館長又はその他の職員の事務代理等が置かれたときも、その職務を代行させる者の職務印を使用するものとする。

(印影の使用)

第10条 特別の理由があるときは、理事長が必要と認めた場合に限り、公印の印影を印刷してその押印に代えることができる。

2 前項の規定は、別表1に掲げる区分に応じ、当該各館長が必要と認めた場合に準用する。

(公印の事故)

第11条 管守責任者は、公印の盗難、公印の不正使用その他公印に事故があることが判明したときは、速やかに事務局長に報告するものとする。この場合において事務局長は適切な処置をとらなければならない。

附 則

この規程は、平成13年4月2日から施行し、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成15年8月15日から施行する。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成19年11月8日から施行し、平成19年8月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成21年7月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年12月25日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年2月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年3月28日から施行する。

別表第1（第5条，第7条関係）

公印の種類，寸法及び管守者

区分	公印の種類	公印の寸法	管守責任者	管守補助者
事務局	独立行政法人国立美術館の印	30ミメートル平方	事務局長	総務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館理事長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館監事の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館事務局長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館契約担当役の印	23ミメートル平方	同上	財務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館出納命令役の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館出納役の印	20ミメートル平方	同上	同上
センター	独立行政法人国立美術館国立アートリサーチセンターの印	30ミメートル平方	センター長	管理グループの係長
	独立行政法人国立美術館国立アートリサーチセンター長の印	30ミメートル平方	同上	同上
東京国立近代美術館	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館の印	30ミメートル平方	運営管理部長	総務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館副館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館運営管理部長の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館各課長の印（工芸課長を除く。）	20ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館分任契約担当役の印	23ミメートル平方	同上	監査を担当する係長
	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館分任出納命令役の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館東京国立近代美術館分任出納役の印	20ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立工芸館長の印	30ミメートル平方	総務を担当する室長	総務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立工芸館工芸課長の印	20ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立工芸館分任契約担当役の印	23ミメートル平方	同上	会計を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立工芸館分任出納命令役の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立工芸館分任出納役の印	20ミメートル平方	同上	同上
京都国立近代美術館	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館の印	30ミメートル平方	総務課長	総務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館副館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館各課長の印	20ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館分任契約担当役の印	23ミメートル平方	同上	会計を担当する係長

	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館分任出納命令役の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館京都国立近代美術館分任出納役の印	20ミメートル平方	同上	同上
国立映画アーカイブ	独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブの印	30ミメートル平方	総務課長	総務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ副館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ各課長の印	20ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ分任契約担当役の印	23ミメートル平方	同上	会計を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ分任出納命令役の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立映画アーカイブ分任出納役の印	20ミメートル平方	同上	同上
国立西洋美術館	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館の印	30ミメートル平方	総務課長	総務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館副館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館各課長の印	20ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館分任契約担当役の印	23ミメートル平方	同上	会計を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館分任出納命令役の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立西洋美術館分任出納役の印	20ミメートル平方	同上	同上
国立国際美術館	独立行政法人国立美術館国立国際美術館の印	30ミメートル平方	総務課長	総務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立国際美術館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立国際美術館副館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立国際美術館各課長の印	20ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立国際美術館分任契約担当役の印	23ミメートル平方	同上	会計を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立国際美術館分任出納命令役の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立国際美術館分任出納役の印	20ミメートル平方	同上	同上
国立新美術館	独立行政法人国立美術館国立新美術館の印	30ミメートル平方	総務課長	総務を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立新美術館長の印	30ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立新美術館副館長の印	30ミメートル平方	同上	同上

館	独立行政法人国立美術館国立新美術館各課長の印	20ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立新美術館分任契約担当役の印	23ミメートル平方	同上	会計を担当する係長
	独立行政法人国立美術館国立新美術館分任出納命令役の印	23ミメートル平方	同上	同上
	独立行政法人国立美術館国立新美術館分任出納役の印	20ミメートル平方	同上	同上

別記様式第 1 号（第 6 条関係）

（公印簿様式）

(印影)	
印 影 の 名 称	
印 材	
寸 法	
作成・改刻年月日	
使用開始年月日	
廃 止 年 月 日	
備考	

注意 (1)用紙は、A 4 版とし、公印 1 個につき 1 枚とすること。
(2)印影欄には、強じんな和紙に押印したものをはりつけること。